

熊本市議会委員会条例(昭和34年条例第10号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 委員会の設置(第1条—第3条)
- 第2章 委員及び委員長(第4条—第10条)
- 第3章 会議(第11条—第19条)
- 第4章 公聴会・参考人(第20条—第26条)
- 第5章 意見陳述人(第27条)
- 第6章 委員会の庶務(第28条・第29条)
- 第7章 補則(第30条)

附則

第1章 委員会の設置

(常任委員会の設置等)

第1条 本市議会に常任委員会を置く。

2 常任委員会の名称、所管事項及び委員の定数は、次のとおりとする。

委員会の名称	所管事項	委員の定数
総務委員会	(1) 政策局の所管に属する事項 (2) 総務局の所管に属する事項 (3) 財政局の所管に属する事項(予算決算委員会の所管に属する事項を除く。) (4) 都市政策研究所の所管に属する事項 (5) 会計総室の所管に属する事項(予算決算委員会の所管に属する事項を除く。) (6) 消防局の所管に属する事項 (7) 選挙管理委員会の所管に属する事項 (8) 監査委員の所管に属する事項(予算決算委員会の所管に属する事項を除く。) (9) 人事委員会の所管に属する事項 (10) 議会局の所管に属する事項 (11) 他の常任委員会の所管に属しない事項	8人
教育市民委員会	(1) 文化市民局の所管に属する事項 (2) 教育委員会の所管に属する事項	8人
厚生委員会	(1) 健康福祉局の所管に属する事項 (2) こども局の所管に属する事項 (3) 病院局の所管に属する事項(予算決算委員会の所管に属する事項を除く。)	8人
環境水道委員会	(1) 環境局の所管に属する事項 (2) 上下水道局の所管に属する事項(予算決算委員会の所管に属する事項を除く。)	8人
経済委員会	(1) 経済観光局の所管に属する事項 (2) 農水局の所管に属する事項 (3) 農業委員会の所管に属する事項	8人
都市整備委員会	(1) 都市建設局の所管に属する事項 (2) 交通局の所管に属する事項(予算決算委員会の所管に属する事項を除く。)	8人

3 議員は、二の常任委員会に所属しなければならない。この場合において、そのうち一は、予算決算委員会とする。

4 常任委員は、議員の任期中在任する。

(平27条例48・平28条例51・令2条例36・令2条例67・令5条例24・一部改正)

(議会運営委員会の設置等)

第2条 本市議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員の定数は、13人とする。

3 議会運営委員は、議員の任期中在任する。

(特別委員会の設置等)

第3条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決により置く。

2 特別委員会の委員の定数は、議会の議決により定める。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第2章 委員及び委員長

(委員の選任)

第4条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下これらを「委員」という。)は、議長が会議に諮って選任する。

2 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の常任委員会の所属を変更することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、議会閉会中においては、議長は、会議に諮ることなく、委員を選任し、又は常任委員の常任委員会の所属を変更することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下これらを「委員会」という。)に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長及び副委員長がともにないときの互選)

第6条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長は、委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選の場合にあっては、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長の職務権限)

第7条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持し、委員会を代表する。

(委員長の職務代行)

第8条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長がともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長又は副委員長の辞任)

第9条 委員長又は副委員長がその職を辞そうとするときは、委員会の許可を得なければならない。

(議会運営委員又は特別委員の辞任)

第10条 議会運営委員又は特別委員がその職を辞そうとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、議会閉会中においては、議長がこれを許可することができる。

第3章 会議

(委員会の招集)

第11条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して委員会の招集の請求があったときは、委員長は、これを招集しなければならない。

(委員会の開催方法の特例)

第11条の2 委員長は、委員の全部又は一部について、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)のまん延の防止を図る必要があるため、委員会を招集する場所に参加することが困難であると認めるときは、第15条ただし書に規定する秘密会を開催しようとする場合を除き、委員同士が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンライン」という。)によって、委員会を開催することができる。この場合において、当該場所に存しない委員がオンラインにより委員会に参加したときは、次条及び第13条第1項の規定の適用については、当該委員は、委員会に参加したもののみならず。

2 前項に定めるもののほか、オンラインによる委員会の運営に関し必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って定める。

(令2条例68・追加、令3条例57・一部改正)

(定足数)

第12条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第14条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)

第13条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(委員長及び委員の除斥)

第14条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に参加し、発言することができる。

(傍聴)

第15条 会議は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。ただし、委員会の議決により秘密会とすることができる。

(出席説明の要求)

第16条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法令又は条例に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めることができる。

(平27条例44・一部改正)

(議事妨害の禁止)

第17条 何人も、委員会においてみだりに発言し、騒ぎ、又は議事の妨害となる言動をしてはならない。

(秩序保持に関する措置)

第18条 会議において、地方自治法(昭和22年法律第67号)、熊本市議会会議規則(平成25年議会規則第1号。以下「会議規則」という。)若しくはこの条例に違反し、又は委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

(議事混乱の場合の措置)

第19条 委員長は、委員会の議事を整理し難いときは、休憩又は閉会を宣告することができる。

第4章 公聴会・参考人

(公聴会開催の手続)

第20条 委員会が公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第21条 公聴会に参加して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を当該公聴会を開催する委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第22条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定により申し出た者及びその他の者の中から委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 前条の規定により申し出た者の中にその案件に対して賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。
(公述人の発言)

第23条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言が前項の範囲を超えたとき又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。
(委員と公述人の質疑)

第24条 委員は、公述人に対し、質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対し、質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第25条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第26条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、前3条の規定を準用する。

第5章 意見陳述人

第27条 委員会は、調査のため必要があると認めるときは、当該調査に関する事項について高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の出席を求め、当該知識経験等に基づく意見を聴くことができるものとする。

2 前項の規定により会議に出席し、意見を陳述する者(以下「意見陳述人」という。)には、その旅行に要する費用として、熊本市職員等の旅費支給に関する条例(昭和33年条例第22号)別表第1に規定する1号区分相当額を支給するものとし、その支給方法については、同条例の規定(日当の減額に関する規定を除く。)を準用する。

3 前項に定めるもののほか、意見陳述人に対しては、当該意見の陳述について、1時間までごとに7,500円(特にやむを得ないと認められる場合は、別に定める額)の範囲内でその都度定める額に基づき算定した額の対価を支払うものとする。

4 意見陳述人については、第23条第1項、第24条、第25条並びに前条第1項及び第2項の規定を準用する。

(令2条例36・一部改正)

第6章 委員会の庶務

(委員会の事務従事者)

第28条 議会の書記は、議長の定めるところにより、委員長の指揮を受けて委員会の事務に従事する。

(会議録)

第29条 委員長は、書記をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した会議録を作成させ、これに署名しなければならない。

2 前項の会議録は、熊本市公文書管理条例(令和2年条例第60号)第9条第3項の規定により市長に移管するまでの間、議長が保管する。

(令3条例57・一部改正)

第7章 補則

(会議規則への委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会議規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の熊本市議会委員会条例の規定によりなされた承認、手続その他の行為であって、この条例による改正後の熊本市議会委員会条例に相当する規定があるものは、これらの規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成27年3月6日条例第44号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定により在職する教育長がある場合におけるこの条例による改正後の第16条の規定の適用については、同条中「教育委員会の教育長」とあるのは、「教育委員会の委員長」とする。

附 則(平成27年5月13日条例第48号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月24日条例第51号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月24日条例第36号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年12月18日条例第67号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和2年12月18日条例第68号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月24日条例第57号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月15日条例第24号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。